



分科会 7 ストップ薬物乱用、チャレンジくすり 健康教育—学校薬剤師の新時代—

W-07-03

静岡県における「薬物乱用防止対策事業（薬学講座）」 の取組みについて

いしかわ しげひこ
石川 滋彦

(社)静岡県薬剤師会 理事

学校薬剤師に期待されている役割は、学校環境衛生の維持管理に関する事項や、薬物乱用防止教育、医薬品の適正使用のための教育学校において使用する医薬品、毒物劇物、並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関する助言・指導などが挙げられる。また、「学校保健安全法」に新設された、第8条「健康相談」に従事すること。9条「保健指導」に従事すること。は、学校薬剤師の職能として今後取り組むべき事項と考えられる。さらに、平成24年度より施行される「中学校学習指導要領」における「くすり教育」に関しても、薬のプロとして関わりを持って行く必要がある。

そのような状況の中、静岡県薬剤師会では、全国に先駆けて、昭和52年から静岡県の委託を受け静岡県内の小・中・高校生に対し「薬物乱用防止対策事業（薬学講座）」を始めた。その目的は、医薬品の正しい知識の普及を図るとともに、シンナー・覚せい剤等の薬物乱用による弊害の周知を図るものである。当初は、中学3年生を対象に行っていたが、昭和57年から高校生までに対象を広げ実施するようになった。また、薬物乱用者が低年齢化してきたことから、実施対象校を小学校に徐々に拡大し、平成19年度からは、県下全ての小学校（5年生又は6年生）・中学校（全学年：15校を啓発発信校に指定）及び高等学校（全学年：13校を啓発発信校に指定）を対象に実施するようになった。

啓発発信校とは、開催校の中から静岡県が指定し、警察署の協力を得て地域の特性を取り入れた薬学講座を企画し実施する学校である。

薬学講座は、毎年4月～翌年2月末日までに実施され、講師は学校薬剤師（必要に応じて警察職員と連携を図る）が務め、学校の授業の一環として開催している。なお講義は、薬学講座用テキスト及びビデオ等啓発資材を活用している。平成21年度における薬学講座の実施率は、新型インフルエンザのためにやや低下したが、小学校94.8%（507/535校）、中学校97.3%（285/293校）、高校93.1%（135/145校）で実施され、20万人近くの児童、生徒、教師、保護者などに対し、医薬品の正しい知識の普及およびシンナー・覚せい剤等の薬物乱用による弊害の周知を図る事が出来た。

このような実施計画については、薬学講座検討委員会で決定しており、現在その委員会を構成しているメンバーは、県教育委員会学校教育課、県文化・観光部私学振興課、県警察本部少年課、静岡市教育委員会学校教育課、浜松市教育委員会保健給食課、県薬剤師会、県厚生部薬事課である。さらに、県内の各保健所が主体となって地区会議を開催し、支部薬剤師会、警察、学校の関係者が薬学講座の打ち合わせを年度初めに行っている。

今後、静岡県薬剤師会としては、「薬学講座」の充実を目指し講座の評価を行う他、事例集の作成、講座用資材の充実を計画している。また、報道機関へのPRを積極的に行い「顔の見える薬剤師」として県民に認知してもらえよう努力して行きたい。